

令和6年 2月14日  
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

株式会社 シムックス  
群馬県太田市植木野町 300 番地 1

2 指名停止期間

自 令和6年2月14日 至 令和6年5月13日 3ヵ月

3 指名停止の理由

株式会社シムックスは、令和5年12月14日開札の山梨森林管理事務所発注「令和5年度上佐野地区有害鳥獣捕獲委託事業」において、落札決定後に積算の誤りにより人員配置が困難になったとして契約締結を辞退した。

このことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日26林政政第338号）別表 第13号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適當であると認められるため。

4 林野庁「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」の該当要件別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 13 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149

担当：専門官（契約適正化担当）